

## 米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する意見書

平成20年7月22日、米国原子力潜水艦ロサンゼルス級アッシュヴィルが休養、補給、維持の目的のためホワイトビーチに寄港接岸し、今なお停泊を続けている。

今回の原潜寄港により復帰後302回、今年になって24回目の寄港となっており、年間寄港回数が最多となった昨年の寄港回数と同数となったが、その後においても2隻の原子力潜水艦の入出港があったことから年間最多となる26回目の寄港となっている。例年に比べ、ホワイトビーチへの寄港頻度が突出して増えている状況は異常な状態であり、到底容認できるものではない。しかも、寄港増の要因について沖縄県が外務省に対し問い合わせているが「米軍の運用上の理由」として明らかにされないままである。これまで、原潜に関する「非核三原則」の誠実な履行がないままの寄港に対し、幾度となく強い抗議を表明したにもかかわらず、寄港を繰り返し、永年にわたり市民を恐怖と不安に陥れている行為は全くの人権軽視であり、日米両国政府の責任は重大である。

このことは、平成17年10月に「非核平和都市」を宣言したうるま市議会としても、引き続き国是である非核三原則を踏まえ、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第25条の日米合同委員会において、米国原子力軍艦の寄港に反対する旨の議題を取り上げ、同協定第27条を適用して、今後いかなる理由があるにせよ、すべての原子力軍艦を寄港させないよう確実に改定することを強く要求するものである。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産と生活環境を守る立場からホワイトビーチへの度重なる原潜の寄港に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

### 記

1. ホワイトビーチへの米国原子力軍艦を寄港させないこと。
2. 今回の米国原子力潜水艦の寄港については明確な説明責任を果たすこと。
3. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月30日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣
沖縄及び北方対策担当大臣		防衛大臣	外務省沖縄担当大使
沖縄防衛局長	沖縄県知事	沖縄県議会議長	